

ICT利活用施策における各スキーム（対比表）

資料利5-2①

	①実証実験請負(電気通信事業者のデータセンターにおけるサーバ室冷却効率の最適化に係る実証実験(H21年2次補正)の例)	②実証実験委託 (「ユビキタス特区」事業(H20年度～H22年度、H20年2次補正、H21年1次補正)の例)	③ICT利活用事業への交付金 (ユビキタスタウン構想推進事業(地域情報通信技術利活用推進交付金)(H21年1次補正)の例)
目的(成果物)	電気通信事業者局舎・データセンター等における、空調・制御技術等の効率化の実証実験を行い、ICTによるCO2削減のベストプラクティスモデル及び環境影響評価手法を確立し、これを国際電気通信連合(ITU)等へ提案することで、国際標準化を図る。(実証実験報告書)	国際的に優位にあるユビキタスネットワーク技術や電波等を活用し、世界最先端のサービスの開発、実証実験を促進し、日本のイニシアティブによる国際展開可能な「新たなモデル」を確立する。(実証実験報告書)	地域の医療、福祉、防災、行政、産業、農業、観光などの様々な分野において、ICTの利活用により、地域の諸課題の解決、地域経済社会の活性化を実現する。
採択件数(多寡)	2	54	249
採択方法	一般競争入札(最低価格落札方式 ¹)	企画競争方式(競争性のある随意契約) 国が定めた事業テーマについて、公募の方法により複数の者に企画書等の提出を求め、外部有識者から成る評価会でその内容を審査した上で契約の相手方を決定。	公募審査により交付決定 実施要領に基づき、申請の受付を行い、評価会による評価を経て、交付決定となる。
事業期間中における進捗管理方法	プロジェクトの実施状況については、契約書「第2章 契約の履行」等に基づき管理を実施。 監督職員を定め、請負者の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、請負者に対し必要な指示を行う。	プロジェクトの実施状況については、契約書第9条「委託業務の管理」等に基づき管理を実施。中間報告書を実施年度中間(10月～12月頃)に提出させ現状を把握するとともに、実証が適切に行われているか、また機器等の調達予算計画書どおり調達されているか等を確認するため、必要に応じて現地検査の実施、検討委員会へのオブザーバ出席を行っている。年度末には成果報告書、経理検査書類を提出させ、実績の把握・適正化の指導をしている。	交付金事業の実施状況については、経理処理解説等を配布し、適正な事業の実施、交付金の管理を行うよう指示を行うとともに、総合通信局により説明会、現地調査を行い、進捗管理を行う。また交付金交付要綱第8条「実施計画の事後評価」、第14条「交付金事業の実施状況報告」、第15条「交付金事業の実績報告」、第20条「交付金事業の経理等」に基づき事業管理を実施。事業完了後には、実績報告及び成果報告を求め、額の確定を行う。
検査方法	研究成果物(報告書)の内容が、研究目的に沿った適切かつ充実したものか、また、監督職員の指示を適切に反映したものであるか等を確認。	請負の確定契約と異なり、業務に要した実費を事後に精算確定し、支払う概算契約が原則。	事業完了後に、提出された実績報告及び成果報告等に基づき、事業の成果が交付決定の内容に適合しているかを確認した上で、交付決定額の範囲で交付すべき金額を確定し、交付する。
事業期間終了後のフォローアップ方法	得られた成果を国際標準化することを目的としており、ITU-T SG5への寄書提案及びその会合等において、標準化に向けて議論を行っている。	外部有識者から成る継続評価会、成果評価会において評価も行い、事業化(=実ビジネス化)が行われるまで、民間事業者から定期的に報告を受けることとしている。	事業期間終了後、事業継続を求めるとともに、毎年成果の提出を求めている。
費用負担	全額国庫負担	全額国庫負担(総事業費の1/3は民間側で負担すべきと実施要領に明記。費用分担の状況については、申告書で確認しているところ。)	交付上限額までの範囲で全額補助
評価の反映方法 (複数年度継続の場合)	—	継続評価会の評価結果に基づき、事業を継続すべきか否かを決定。また、評価点に応じて、委託金額を査定。さらに、評価会の中で指摘された事項については適宜、事業に反映。	単年度事業
知的資産の帰属等	「日本版バイ・ドール」により、ソフトウェア開発については、事業者へ帰属。	「日本版バイ・ドール」により事業者へ帰属。	事業者へ帰属
資産の帰属	国へ帰属	国へ帰属	事業者へ帰属

1 仕様書を定め一般競争による契約に関する広告をし、競争に参加した者のうち、総務省が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式。